

オランダ
判例速報
2024年
9/10月号

【会社法】

破産した B.V.の取締役が決算書を適時に登記していなかったことにより、取締役による明らかな不当経営が破産の原因であると自動的に推定され、破産財団の不足額について取締役個人の責任が追及された事例

(ロッテルダム地方裁判所 2024年4月17日判決¹)

まず、オランダ会社法²によりますと、B.V.の取締役会³は毎年、事業年度終了後 5 カ月以内に決算書⁴を作成し、これを会社の事務所で株主の閲覧に供さなくてはなりません⁵。この作成期間は、特別な事情がある場合、株主総会⁶の決議により最長 5 カ月延長することが可能です⁷。また、決算書は各取締役（およびスーパーバイザリーボード⁸が設置されている場合はその役員）により署名されます⁹。そして、決算書は、株主総会によって承認されます¹⁰。さらに、法人（B.V.含む）は、決算書の承認後 8 日以内にこれを KvK に登記することで開示する義務があります¹¹。なお、決算書がその作成期間の終了から 2 ヶ月以内に承認されなかった場合、取締役会は、KvK に登記することで取締役会が作成した決算書を直ちに開示しなければなりません¹²。いずれにせよ、遅くとも事業年度終了後 12 ヶ月以内に、法人は、KvK に登記することで決算書を開示しなければなりません¹³。

次に、オランダ会社法によりますと、B.V.が破産した場合、B.V.の各取締役は、①取締役会が明らかに不当に職務を遂行し、かつ②取締役会による明らかに不当な経営が破産の主な原因である場合、連帯して破産財団の不足額について補償する責任を負います¹⁴。この点、取締役会が明らかに不当に職務を遂行していたこと、および取締役会による明らかに不当な経営が破産の主な原因であることを主張・立証する責任は、原則として破産管財人にあります。しかし、取締役会が上記の決算書登記義務を遵守しなかった場合、取締役会による不当な職務遂行があったことが確定し、かつそのような不当な職務遂行が

¹ Rb Rotterdam 17 april 2024, ECLI:NL:RBROT:2024:4604.

² オランダ民法第 2 巻法人編を意味します。

³ 原文は bestuur、英訳は例えば board of directors、management board。

⁴ 原文は jaarrekening、英訳は例えば annual accounts。

⁵ art. 2:210 lid 1 BW.

⁶ 原文は algemene vergadering、英訳は例えば general meeting。

⁷ Idem.

⁸ 原文は raad van commissarissen。

⁹ art. 2:210 lid 2 BW.

¹⁰ art. 2:210 lid 3 BW.

¹¹ art. 2:394 lid 1 BW.

¹² art. 2:394 lid 2 BW.

¹³ art. 2:394 lid 3 BW.

¹⁴ art. 2:248 lid 1 BW.

破産の主な原因であると法により自動的に推定されます¹⁵。この場合、以下の判決の中で裁判所が述べている通り、この推定に反証する責任を負うのは、各取締役です。

決算書の適時作成および登記義務に関係する取締役の責任の法的枠組みとリスクをご理解頂くよい事例と思われ、本判例をご紹介します。

2. 事実関係

- 2.1 [被告] ホールディング B.V. (以下「[被告] ホールディング」) は、1993 年 3 月 30 日に設立され、管理会社の経営に従事していた。[被告] は、[被告] ホールディングの唯一の株主であり、[被告] ホールディングの取締役でもあった。
- 2.2 [被告] ホールディングは、Repo-Vastgoed B.V. (以下「Repo 社」) の全株式を保有していた。
- 2.3 Repo 社は、S.S.T. Staalsnijtechniek B.V.、SBV Staal Bewerkingstechniek B.V.および S.B.T. Staalbewerkingstechniek B.V.という 3 つの事業会社 (以下総称して「本件事業会社」) の全株式を保有していた。
- 2.4 Repo 社の取締役は、[被告] ホールディング、[A 氏] ホールディング B.V.および [B 氏] ホールディング B.V.であった。また、Repo 社の間接的な取締役は、[被告]、[A 氏] および [B 氏] であった。
- 2.5 2009 年 10 月 29 日から 2011 年 12 月 30 日まで、Repo 社は、Energy Guard & Manufacturing B.V. (以下「EGM 社」) の唯一の株主であった。2011 年 12 月 30 日以降、EGM 社の資本の過半数が売却され、Repo 社は EGM 社の株式のうち 33%を保有していた。2014 年 7 月 29 日、EGM 社は破産宣告を受けた。
- 2.6 Repo 社が EGM 社の唯一の株主であった 2010 年、Repo 社は EGM 社に融資を行った。当該融資のために Repo 社に担保は提供されなかった¹⁶。Repo 社の EGM 社に対する債権は最終的に 1 ユーロまで評価減された。
- 2.7 [被告] ホールディングは、2010 年から 2014 年まで、一貫して [被告] に対して 1,000,000 ユーロ前後の当座預金に関する債権を有していた。2015 年、当該債権は 542,500 ユーロ増加した。[被告] は同年 4 月以降、有価証券の購入のため当該金額を分割で出金した。
- (...)
- 2.9 2015 年の事業年度において、[被告] ホールディングから [被告] に対して、745,387 ユーロの配当金が支払われた。
- 2.10 [被告] ホールディングの 2011 年から 2015 年までの連結損益計算書から、2010 年から 2013 年にかけて損失が発生したことがわかる。2014 年にはわずかなプラスがあり、この傾向は 2015 年も続いた。[被告] ホールディング単独では 2015 年に大幅なマイナスを計上した。
- 2.11 [被告] ホールディングの監査人が 2017 年 1 月 31 日に作成した 2015 年度の決算書¹⁷には、以下の記載があった：
事業の継続性に関する不確実性の強調

¹⁵ art. 2:248 lid 2 BW.

¹⁶ すなわち Repo 社は、EGM 社に対して無担保で融資を提供した。

¹⁷ 原文では financieel verslag。民 2 巻・法人編にこの言葉は定義されていない。

我々は、同社が 2015 年に 7,213,500 ユーロの純損失を計上したことを記載した計算書類¹⁸の注記中の事業の継続性に関する段落に注目する。これらの状況は、事業の継続性に関する段落に記載されたその他の状況共に、会社継続の前提に合理的な疑義を生じさせるような重要な不確実性の存在を示している。この状況は我々の結論に影響を与えない。

- 2.12 ABN AMRO は [被告] ホールディングの取引先銀行であった。ABN AMRO は、2017 年 5 月 17 日付で [被告] ホールディングの融資枠を解約した。その理由は、要するに [被告] を取締役として信用できなくなったからである。 (...)
- 2.13 上記 2.3 に言及される事業会社は、2017 年 10 月 10 日に破産宣告を受けた。Repo 社は 2017 年 10 月 31 日に破産宣告を受けた。そして [被告] ホールディングは 2018 年 1 月 9 日に破産宣告を受けた。
- 2.14 2018 年 12 月 27 日、破産管財人は [被告] に電子メールを送り、Repo 社の EGM 社に対する債権が棄損した理由を説明し（上記 2.6 参照）、破産管財人が不当と考える 745,387 ユーロの配当金の支払いについて（上記 2.9 参照）見解を述べるよう要求した。破産管財人は、本電子メールの中で、破産財団または会社がこれに関連して被った損害について、当面は [被告] に責任があるとした。
- 2.15 破産管財人は、2020 年 2 月 7 日付の書簡により、[被告] ホールディングおよび Repo 社が取締役の職務を不当に遂行した結果被った損害について、民法第 2 卷第 9 条に基づき [被告] の取締役としての責任を追及した。また、本書簡において、破産管財人は、破産管財人の見解では、上記 2.9 に言及された配当決議は無効であり、破産管財人は 2015 年の 542,500 ユーロ（[被告] が有価証券の購入に充てたもの、上記 2.7 参照）を上限とする現金の引き出しに係る法律行為を無効とすることを通知している。

3. 請求内容

- 3.1 破産管財人は、可能な限り仮執行宣言を付して、以下を請求する：

[被告] ホールディングの破産において：

主位的請求として：

1. [被告] が実質的な取締役としての職務を明らかに不当に遂行したと判示すること、および、「明らかに不当な経営」の法的根拠に基づき、[被告] が [被告] ホールディングの破産において民法第 2 卷第 248 条第 1 項に基づき破産財団の不足額の賠償責任を負うと判示すること；
2. [被告] ホールディングの破産に伴う破産財団の不足額を破産管財人に（一部前払いとして）支払うよう [被告] に対して命じること。当面その金額を暫定的に 2,400,000 ユーロとするか、または裁判所が決定する額とし、少なくとも 2021 年 8 月 31 日以降または少なくとも召喚日以降、法定利息により増額すること；
3. (i) [被告] ホールディングが行った配当決議は無効であり、かつ/または (ii) [被告] ホールディングが [被告] に対して行った 745,387 ユーロの配当金の支払いは法的な原因がなく、したがって不当利得であると確認すること；
4. [被告] に対し、破産管財人に不当利得として 745,387 ユーロを支払うよう命じること、そのような額は、2020 年 2 月 7 日以降または少なくとも召喚日以降、法定利息により増額すること；
(...)

4. 判断

[被告] は、明らかに不当に [被告] ホールディングを経営した。

¹⁸ 原文では jaarrekening。

- 4.1 当裁判所が判断するに、〔被告〕は、民法第2巻第248条が意味するように、明らかに不当に〔被告〕ホールディングを経営していたことができ、その明らかに不当な経営が同社の破産の主な原因であったと考えるのが妥当である。以下に、当裁判所がそのような判断に至った経緯を説明する。
- 4.2 破産管財人によると、〔被告〕は〔被告〕ホールディングの取締役としての職務を民法第2巻第248条にいう不当な方法で遂行していたことが明らかである。破産管財人は、第一に、2016年に民法第2巻第394条にいう決算書の登記義務が履行されていないことから、民法第2巻第248条第2項に基づき、〔被告〕が不当にその職務を遂行していたことが立証され、かつ〔被告〕によるそのような不当な職務の執行が破産の主要因であると推定されると主張する。 (...)
- 4.3 〔被告〕ホールディングの2016年度の決算書が登記されていないことに当事者間で争いはない。これにより、〔被告〕が民法第2巻第394条にいう決算書の登記義務を遵守していなかったことが立証される。この点、〔被告〕は、最新の登記期日は2018年1月1日であり、〔被告〕ホールディングの破産宣告は2018年1月9日であったため、問題となる不履行は軽微であると主張する。また、〔被告〕は、登記期日に遅れたのはわずか数日であるとも主張する。
- 4.4 当裁判所は、この点について〔被告〕の主張を採用しない。「数日の期日超過は状況によっては考慮されるべきでない軽微な債務不履行と認定されることもある」という〔被告〕の主張自体は誤りではないが、これは考慮されてはならない。また、〔被告〕は、その基準として破産宣告を受けた日付を誤って用いている。しかし、破産宣告日は、決算書が登記された日とは異なる。結局、2016年度の決算書の登記は、本件では全く行われていない（もはや行われぬ）。〔被告〕は、破産前の時期が慌ただしかったという以外に、決算書を登記しなかったことの説明をしていない。それでは不十分である。どのような具体的状況が決算書の登記を妨げたのかを立証する責任は〔被告〕にある。
(...)
- 4.5 〔被告〕は民法第2巻第394条に規定された義務を遵守せず、軽微な不履行であることを立証しなかったため、〔被告〕が取締役としての職務を不当に遂行したことが立証される。その不当な職務の遂行は、法律上、破産の主要な原因であると推定される。この推定に反証する責任を負うのは〔被告〕である。
(...)
5. 判決
(...)
- 5.2 〔被告〕に対し、〔被告〕ホールディングの破産財団の不足分1,654,613ユーロを破産管財人に支払うよう命じ、この金額は2021年9月14日から支払日までの期間について民法第6巻第119条に定める法定利息により増額される；
- 5.3 〔被告〕ホールディングが〔被告〕に745,387ユーロを分配するために行った配当決議は無効であり、当該金額は〔被告〕に法的な原因なく支払われていることを確認する；
- 5.4 〔被告〕に対し、不当に支払われた745,387ユーロを破産管財人に支払うよう命じ、この金額は2021年11月28日から支払日までの期間について民法第6巻第119条に定める法定利息により増額される；
(...)
